

「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の 一部改正に係る意見募集について

I 改正の目的

令和 3 年に本会の常設委員会である政策委員会より、投資者の購入時に使用する交付目論見書に新たに投資信託で投資を始めようとする投資者の投資判断に資する取り組みとして、投資者の裾野拡大につながる開示(例えば、運用報告書で記載が行われている「総経費率」の直近のデータを「交付目論見書」に記載する等)についての検討要請を受け、交付目論見書の作成に関する規則を所管する開示専門委員会を中心に検討してきたところである。

その検討結果を踏まえ、交付目論見書の作成に関する規則に関する細則について一部改正を行うこととしたい。

II 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和 4 年 2 月 14 日 (月) より令和 4 年 3 月 14 日 (月) (午後 5 時) まで

III 主な改正の内容

- ・ 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

第 6 条 (手続き・手数料等の記載様式) 中、第 2 項ファンドの費用・税金の項目に、新たに (ウ) として、(参考情報) ファンドの総経費率、(ファンドの総経費率の記載について) を追加する改正を実施することとする。

(第 6 条第 2 項 (ウ))

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和 4 年 4 月開催予定の自主規制委員会・理事会において一部改正を行うことを目標とする。

以 上